以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が令和５年１月に、同法等に準じて任意で上記の評価の照査を実施している。それらの結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされているほか、騒音等については環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足するなどとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ及びチュウヒ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＡ類として掲載されているカワコザラ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているイチモジヒメヨトウ、ギバチ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているミゾコウジュ、カワヂシャ等その他この分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は極めて小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が３か所存在するが、起業者は、今後、埼玉県教育委員会と協議の上、発掘調査を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第１級の規格に基づく４車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成21年２月10日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本庄市長を会長とする国道17号（本庄道路）建設促進期成同盟会等より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　埼玉県児玉郡上里町役場

## ○防衛省告示第百十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月十四日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年五月二十日（予備、同月十九日及び同月二十一日から同月二十四日）の〇六〇〇から一九〇〇まで

区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

## ○防衛省告示第百十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月十四日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年五月二十日及び同月二十五日（予備、同月十九日、同月二十一日及び同月二十四日）の〇六〇〇から二一〇〇まで

区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

## ○防衛省告示第百十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月十四日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年五月二十日及び同月二十五日（予備、同月十九日、同月二十一日から同月二十四日及び同月二十六日から同月三十日）の毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

## ○防衛省告示第百十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月十四日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年五月二十日及び同月二十九日（予備、同月二十一日、同月二十二日及び同月三十日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒

(イ)　北緯三一度四七分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒